

無戸籍でお困りの方へ

相談無料

秘密厳守

戸籍に記載されていないため、各種行政サービスが受けられないなどでお困りの方は、法務局や市町村の戸籍担当窓口にご相談ください。また、戸籍に記載されていない方をご存じの方もご相談ください。どのような手続きができるかを一緒に考えましょう。

相談窓口 (平日 8時半～17時15分)

那覇地方法務局 戸籍課 098-854-7953
西原町役場 町民課 戸籍係 098-945-5012

お問い合わせ

那覇地方法務局 戸籍課
098-854-7953



令和3年度

償却資産の申告をお忘れなく!

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することのできる資産です。西原町内で事業を営み、償却資産を所有している法人・個人事業主が申告対象です。令和3年1月1日現在で所有している資産状況を申告してください。

※個人で設置している10kW以上の再生可能エネルギー(太陽光)発電設備(屋根等の建材と構造上一体でないもの)も償却資産に該当します。

※町内事業者に事業用として貸し付けている資産を所有している法人・個人事業主も対象です。

申告期間 令和3年1月4日(月)～令和3年2月1日(月) 8:30～17:15

※12:00～13:00及び土・日・祝日は除く

申告場所 税務課 資産税係窓口

償却資産の種類

構築物	機械及び装置	船舶	航空機	車両及び運搬具	工具、器具及び備品
構築物	建築附属設備				

※詳細は町HP(トップページ)→事業者の方へ→税金→償却資産)を確認、または下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 税務課 資産税係 ☎098-945-4729

受講料無料

就活のための講座を開催!

【対象】西原町民 【定員】各講座10名 【場所】西原町役場 会議室

◆スキルアップ講座《14:00～15:30》※事前申込が必要です

12月	11日(金)	おさらい履歴書
1月	15日(金)	自分の傾向を知って就活のヒントをつかもう! 6つのタイプから自分を知る

◆就職セミナー《14:00～16:00》※事前申込が必要です

12月9日(水)	就職セミナー + 個別相談
1月8日(金)	・就職活動の基礎、応募書類の書き方・面接対策までしっかりサポート! ・個別相談を踏まえ、あなたに合った就職活動を就職決定までサポートします。

◆パソコン講座《14:00～16:00》※事前申込が必要です

12月9日(水)	中高年のためのパソコン入門講座 定員 3名
1月8日(金)	★「パソコンに触れるのは初めて」「このご時世、パソコンは苦手だけど何とかしなくては…」と感じている初心者の方へ、パソコンの使い方を一から優しくサポートします。

※ハローワーク失業認定申告書の求職活動実績の対象になります。
※スキルアップ講座は都合により変更となる可能性があります。申込みの際にご確認ください。

申込先 西原町雇用サポートセンター(産業観光課内)
お問い合わせ ☎098-945-4540

ひとまち 創生総合戦略委員 募集

町では、人口減少問題の克服や地方創生を目的とした、「町人口ビジョン」及び「町総合戦略」の見直しに伴い「西原町まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会」を設置するため、当委員会の委員を募集致します。

募集人員 2名以内(任期は2年)
※所定の応募用紙に記入の上、「郵送」又は「企画財政課窓口」へ提出してください
※応募用紙は、企画財政課窓口又は町HPにて配布します

募集要件 町内に居住、在勤又は在学する方
募集期間 令和2年12月1日(火)～令和2年12月28日(月)
決定通知 選考の上、本人に通知致します。ただし、選考の理由等のお問い合わせについては一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。
※詳しくは下記までお問い合わせください。

郵送先 〒903-0220 西原町字与那城140番地の1
お問い合わせ 西原町役場 企画財政課 企画調整係宛 ☎098-945-4533

《西原町給水工事指定店》

台所・浴室・トイレ
水廻りのリフォーム

水道管取替え工事

お見積り調査無料!!

サンリフォーム沖縄

西原町字内間111-2
TEL.882-9155



☎0120-882-916



年末のごみ出しは計画的に!

一度に出せるごみの量はそれぞれ決まっています。きちんと分別して、計画的に出しましょう。

Q: 大掃除で出たごみはどうしよう?

A: 一度に出せる量は決まっています。もえるごみ、もえないごみはそれぞれ3袋まで。



Q: 庭の手入れをしたので、木枝を出したい。

A: 生木の木枝は資源ごみで出すことが出来ます。出せる長さ(1本の長さが50cm以上、1m50cm以内、直径が10cm以内)が決まっています。一度に出せる量(木枝6束まで)も決まっています。重さは人が持てる程度で束ねてください。重すぎる場合は回収できません。50cm以内の短い木枝およびはっぱは枯らした後、もえるごみで出します。



ごみの種類によって、地区ごとに出来る曜日が決まっています。ごみの分別ポスター・マニュアルを町HP、役場で配布しています。ご確認ください。



年末年始のごみ収集について

	12月28日(月)	12月29日(火)	12月30日(水)	12月31日(木)	1月1日(金)	1月2日(土)	1月3日(日)	1月4日(月)
もえるごみ	通常どおり	通常どおり	—	通常どおり	お休み	お休み	お休み	通常どおり
もえないごみ	—	—	通常どおり	—				—
危険ごみ	—	—	通常どおり	—				—
粗大ごみ	—	—	通常どおり	—				—
資源ごみ	通常どおり	通常どおり	—	通常どおり	—	—	—	通常どおり

【お問い合わせ】 生活環境安全課 環境保全係 ☎098-945-5018

令和2年度 地域人権啓発活動活性化事業(法務省委託事業) 人権標語・ポスターコンテスト開催!

募集要項 毎年12月4日から10日は人権週間です。身の回りの身近な生活の中から人権尊重のあり方を考え、一人ひとりの人権が大切にされる明るい社会をつくるため、標語・ポスターを作ってみませんか。

応募方法 標語 応募用紙へ標語と必要事項を記入し提出してください。
ポスター 応募用紙へ必要事項を記入し、ポスターと一緒に提出してください。
※応募用紙は総務課・HPにて入手できます。どちらも1人1作品となります。作品は自作・未発表のものに限ります。



提出先 ①直接提出 西原町役場2階 総務課 広報係
②郵送での提出 〒903-0220 西原町字与那城140番地の1 西原町役場総務課 広報係宛
募集期間 令和2年12月4日～18日(金) 当日消印有効
表彰 12月に選考委員会で入選作品12点を決定。入選作品は町役場などで掲示・人権カレンダーに掲載予定。
副賞 入選した方へ図書カード500円
主催 那覇人権啓発活動地域ネットワーク協議会・西原町
問合せ 総務課 広報係 ☎098-945-5011



西原町にお住まいの方はどなたでも応募できます。皆様のご応募お待ちしております!

相続 遺言 お悩みではありませんか?

～専門家が解決方法をご提案します～

相続・遺言のことなら何でもご相談下さい。完全個室の相談ブースを完備していますのでゆっくりとご相談いただけます。(要予約)



相続・遺言の相談は無料です!

きゃん 司法書士事務所

代表司法書士 喜屋武 力

与那原町字東浜23番地2(ローソン与那原東浜店となり)
TEL 882-8177 営業時間 平日AM 9:00～PM 5:30

相続・遺言に関することならこちら→ <http://souzokuigon-okinawa.com/>

「相続・遺言おきなわ.com」



← QRコードか「相続 遺言 きゃん」で検索してアクセス